

# 令和5年度 聖籠町暮らし応援事業

移住・定住、住宅取得、リフォームや空き家の活用をお考えの方を応援します

暮らし応援事業は、既存住宅のリフォームによる移住環境の向上や人口増加策としての総合施策、町内住宅関連事業者の振興と地域経済活性化を図ることを目的としています。

【募集期間】令和5年4月1日(土)～5月31日(水)

窓口での受付は  
4月3日(月)からです。

事業の完了が令和5年4月1日以降であり、令和6年3月上旬までの完成を基本とします。

完了審査が令和6年3月末までに完了するものが対象となります。

※補助金額が「暮らし応援事業」予算(5000万円)に達し次第、締め切りとします。

## 暮らし応援事業

### ①住宅取得

町内で住宅を取得される方で、今後10年以上継続して居住する意思のある方に補助します。

加算あり

### ②リフォーム

町内で住んでいる(住む予定の)住宅を事業費20万円以上でリフォームされる方に補助します。加算あり

### ③その他建物改修、解体・除去

町内在住で住宅と一連した敷地内にある非居住用の建物や建造物を事業費20万円以上で改修、解体・除去をされる方に補助します。(事業用対象外) 加算なし

## 「加算」は4種類あります

子育て世帯	申請年度の末日で18歳以下の子や孫と同居する世帯、妊娠中の方、申請から事業完了までに妊娠された方も対象となります。
転入世帯	申請時に町外在住者で、工事完了後に町外から転入し、10年以上継続して居住する意思を有し、かつ、転居する予定がない世帯
若者世帯	申請年度の末日で申請者または配偶者のどちらかが40歳未満の世帯
空き家活用	聖籠町空き家再生支援センター(空き家バンク)に登録している空き家

## 補助対象となる主なもの

住宅取得	住宅の取得費
住宅リフォーム	屋根の改修、外壁の改修、浴室の改修、便所の改修、洗面所の改修、台所の改修、内装の改修、手すりの設置、出入口・窓の改修、断熱改修、給排水等の改修、電気配線等の改修、エアコン設置工事(購入費を含む)、太陽光発電等(国など他の補助金を受けていないもの)
その他建物改修、解体・除去	住宅(全部または一部)を車庫等に改修する工事、門、塀などの建造物の新設、改修、解体・除去、外構工事、浄化槽の解体・除去

## 補助対象とならない主なもの

設計費用や各種申請手数料及び諸税、土地の購入費、事業用に供するもの（農業用も含みます）、造園・緑化工事、電話及びインターネット配線に係る工事、部品交換（洗浄便座のみ、蛇口のみ等）、工事機械及び工具等の購入費、家具・家電製品・ガス器具の購入費、カーテン・ブラインド等の設置・取替、シロアリ駆除のみのもの、市場価格と著しくかい離のある見積の工事、聖籠町高齢者及び障害者住宅整備事業費助成事業実施要綱又は聖籠木造住宅耐震改修等支援事業助成金交付要綱による助成金等を受けているもの

## 補助率・補助額

項目	基本	加算				
		子育て世帯	転入世帯	若者世帯	空き家活用	
住宅取得	補助率	10%	2%	2%	2%	2%
	限度額(万円)	100	20	20	20	20
住宅リフォーム (20万円以上)	補助率	10%	2%	2%	2%	2%
	限度額(万円)	50	10	10	10	10
その他建物改修、解体 (20万円以上)	補助率	10%	—	—	—	—
	限度額(万円)	30	—	—	—	—

※補助額は補助率以内かつ限度額（万円）以内。千円未満切り捨て

※町外業者利用の場合の補助金額は補助金算出合計金額の30%とします。

※町内事業者は、町内に事業所がある法人または町内に住所を有する個人事業者とします。

## 申請手続き・スケジュール

【募集期限】4月1日(土)～5月31日(水) ※窓口での受付は4月3日(月)から始まります。

※予算の範囲以内で締め切りとします。

聖籠町暮らし応援事業補助金交付申請書 役場1階 産業観光課へ提出してください。

申請用紙は、産業観光課窓口 または 町ホームページ に掲載しています。

※原則として事業の着手は交付決定後に行うことになります。工期などの都合で交付決定まで待てないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した、「交付決定前着手届」を提出することで着手が可能となる場合があります。詳しくは、産業観光課にお問い合わせください。

### 【申請書の添付書類】

- ・補助事業に係る見積書の写し（施工金額の内訳が分かるもので、施工業者名が記載されている）
- ・補助事業の内容を明らかにする図面
- ・加算に該当する場合は、次の書類も一緒に提出してください。
  - 子育て世帯 18歳以下の者（子や孫）がいる場合は住民票の写し  
妊娠されている方は母子手帳の写し
  - 若者世帯 申請者または配偶者の生年月日が確認できる公的書類（免許証など）の写し

お問い合わせ 役場産業観光課 地域振興係 ☎0254-27-2111(内線122)